

令和7年4月1日改正（令和6年度からの変更点）

◆補助対象者の要件を以下のとおり変更しました

（変更前）

- ⑤過年度において、人材獲得事業または職場環境整備事業のいずれかの事業に対する補助金の交付を受けている場合は、同一の事業は対象外とする

（変更後）

- ⑤同一年度内において、本補助金の交付決定を受けていないこと

※過年度に本補助金の交付を受けていても、別の取組を実施する場合は申請可能となりました

◆人材獲得事業の補助対象経費に下記を追加しました

- ④就職・転職情報サイト等への求人情報掲載料等の経費

◆職場環境整備事業の補助対象経費を以下のとおり変更しました

（変更前）

- ・休憩室や更衣室の整備
- ・空調設備の新設
- ・事業所内の照明のLED化
- ・トイレの改修（便器の増設や男女別トイレへの改修など）
- ・従業員の健康を増進するための機器（体重計や血圧計、運動スペースの設置など）
- ・在宅勤務などに対応するためのシステム構築

（変更後）

- ① 休憩室や更衣室の整備
- ② 空調設備の新設
- ③ トイレの改修（便器の増設や男女別トイレへの改修など）
- ④ 従業員の健康を増進するための機器（体重計や血圧計、運動スペースの設置など）
- ⑤ 在宅勤務などに対応するためのシステム構築
- ⑥ 就業規則等の整備、拡充（特別休暇制度の新設など）に係る専門家等の招聘
- ⑦ 働き方改革、ワークライフバランスや従業員満足度（ES）の向上に係る専門家等の招聘

◆職場環境整備事業において、以下の実施が必要となりました

取組の成果指標把握の一環として、補助事業によって、実施事業所等における従業員の職場に対する満足度等が向上したことが分かる調査等を実施することが必要です。実績報告時に結果が必要になります。

◆様式（様式第1号、様式第8号）が変更となりました

◆交付申請前のエントリーシート提出を不要としました。